

消防消第 1 2 4 号
消防安第 1 0 3 号
消防危第 5 8 号
消防特第 9 8 号
平成 1 6 年 6 月 2 日

各都道府県知事 殿

消防庁長官

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する
法律の公布について

第 1 5 9 回国会で成立した「消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律」は、平成 1 6 年 6 月 2 日法律第 6 5 号をもって公布されました。

今般の消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部改正は、事業所における重大な火災事例に対処するため、指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の基準を市町村条例で定めることとするとともに、石油コンビナート等特別防災区域の事業者による広域共同防災組織の設置、防災業務の運営に関する改善命令の導入等に係る規定の整備のほか、最近における住宅火災による死者数の増加にかんがみ、住宅の用途に供される防火対象物の関係者が、市町村条例で定める基準に従い、住宅用防災機器を設置し及び維持しなければならないものとする等所要の規定の整備を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 消防法の一部改正に関する事項

- 一 住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないものとしたこと。(第 9 条の 2 関係)
- 二 指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置及び構造等の技術上の基準は、市町村条例で定めるものとしたこと。(第 9 条の 4 関係)

三 火災の現場において、消防吏員等から情報の提供を求められて、情報の提供をしない者等に対する罰則を整備したこと。(第42条第1項関係)

なお、上記一及び二に関しては、火災予防条例(例)の改正を行う予定であるので留意されたい。

第二 石油コンビナート等災害防止法の一部改正に関する事項

(略)

第三 その他

一 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行するものとしたこと。(附則第1条関係)

1 第一の二並びに第二の二の一部及び三公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

2 第一の一公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとしたこと。特に、第一の一に関し、既存住宅等における住宅用防災機器が設置及び維持に関する基準に適合しないときは、市町村条例で定める日までの間、当該規定を適用しないこととしたこと。(附則第2条から附則第4条まで関係)